

仕 様 書

1. 契約件名

北海道運輸局管轄運輸支局自家用電気工作物保安管理業務委託契約

2. 履行場所

別紙のとおり

3. 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4. 目 的

北海道運輸局管轄運輸支局に設置する自家用電気工作物の電気事故を未然に防止すると共に施設の正常な維持管理を行うことを目的とする。

5. 電気施設の概要

別紙のとおり

6. 業務仕様

北海道運輸局管轄支局に設置している自家用電気工作物の保安管理業務を以下の要領で実施するものとする。

- (1) 点検頻度は別紙のとおりとする。
- (2) 旭川運輸支局、釧路運輸支局、札幌運輸支局、室蘭運輸支局については停電年次点検を実施すること。
- (3) 室蘭運輸支局については年次点検時に「キュービクル内清掃」についても併せて実施すること。
- (4) 点検等実施にあたっては「保安規程」及び「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」に示された要件により行うこと。
- (5) 点検の結果、技術基準に不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理改造等について指示又は助言を行うこと。
- (6) 事故故障発生時には次の処置を行うこと。
 - ①事故故障発生の連絡を受けた際には、現状の確認、送電停止、電気工作物切り離し等に関する指示を行うこと。
 - ②状況に応じて臨時検査を行うこと。
 - ③原因判明後、再発防止のための対策について発注者に、指示・助言を行うこと。
 - ④各種法令に基づく事故報告を行う必要がある場合、報告するよう発注者に指示を行うこと。

7. その他

この仕様書に定めのない事項については、発注者及び発注者の選任する監督職員の指示によること。

別紙

自家用電気工作物保安管理業務委託仕様一覧

事業場名称		札幌運輸支局	函館運輸支局	旭川運輸支局	室蘭運輸支局	釧路運輸支局	帯広運輸支局	北見運輸支局
事業場所在地		札幌市東区 北28条東1丁目 1番1号	函館市西桔梗 555-24	旭川市春光町 10番地1	室蘭市日の出町 3丁目4-9	釧路市鳥取大通 6丁目2-13	帯広市西19条 北1丁目8-4	北見市 東三輪3丁目 23-2
設備内容	設備容量 (KVA)	400	175	125	150	70	200	175
	受電電圧 (KV)	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6
点検頻度	月次点検	隔月 1回	隔月 1回	隔月 1回	隔月 1回	隔月 1回	隔月 1回	隔月 1回
	年次点検	毎年 1回	毎年 1回	毎年 1回	毎年 1回	毎年 1回	毎年 1回	毎年 1回
	設備、改造等工事期間中	毎週 1回	毎週 1回	毎週 1回	毎週 1回	毎週 1回	毎週 1回	毎週 1回
	臨時	必要な都度	必要な都度	必要な都度	必要な都度	必要な都度	必要な都度	必要な都度
分担比率 (国／法人)		28/72	27/73	24/76	24/76	98/2	21/79	21/79

○ 点検の内容等については以下のとおり定める。

- 101KVA以上の電気工作物保安管理は毎月点検とする。
ただし、絶縁監視装置設置機器については隔月点検とする。
- 絶縁監視装置を設置可能な電気工作物には監視装置を設置すること。
なお、絶縁監視装置設置撤去等に係る費用は受託者の負担とする。

自家用電気工作物保安規程

制定年月日：平成22年4月1日

変更年月日：平成22年12月1日（函館運輸支局の需要設備）

変更年月日：平成23年3月1日（帯広運輸支局の需要設備）

変更年月日：令和3年4月1日（函館運輸支局の需要設備）

設置者名	国土交通省北海道運輸局
事業場の名称 及び所在地	別紙「自家用電気工作物保安管理業務仕様一覧」のとおり
需要設備	別紙「自家用電気工作物保安管理業務仕様一覧」のとおり

別紙

自家用電気工作物保安管理業務委託仕様一覧

事業場名称		札幌運輸支局	函館運輸支局	旭川運輸支局	室蘭運輸支局	釧路運輸支局	帯広運輸支局	北見運輸支局
事業場所在地		札幌市東区 北28条東1丁目 1番1号	函館市西桔梗 555-24	旭川市春光町 10番地1	室蘭市日の出町 3丁目4-9	釧路市鳥取大通 6丁目2-13	帯広市西19条 北1丁目8-4	北見市 東三輪3丁目 23-2
設備 内容	設備容量 (KVA)	400	175	125	150	70	200	175
	受電電圧 (KV)	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6
点検 頻度	月次点検	隔月 1回	隔月 1回	隔月 1回	隔月 1回	隔月 1回	隔月 1回	隔月 1回
	年次点検	毎年 1回	毎年 1回	毎年 1回	毎年 1回	毎年 1回	毎年 1回	毎年 1回
	設備、改造等工事期間中	毎週 1回	毎週 1回	毎週 1回	毎週 1回	毎週 1回	毎週 1回	毎週 1回
	臨時	必要な都度	必要な都度	必要な都度	必要な都度	必要な都度	必要な都度	必要な都度
分担比率 (国／法人)		28/72	27/73	24/76	24/76	98/2	21/79	21/79

○ 点検の内容等については以下のとおり定める。

- 101KVA以上の電気工作物保安管理は毎月点検とする。
ただし、絶縁監視装置設置機器については隔月点検とする。
- 絶縁監視装置を設置可能な電気工作物には監視装置を設置すること。
なお、絶縁監視装置設置撤去等に係る費用は受託者の負担とする。

第1章 総則

(目的)

第1条 北海道運輸局管内運輸支局（以下「運輸支局」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法第42条第1項の規定に基づきこの規程を定める。

(法令及び規程の遵守)

第2条 国土交通省北海道運輸局（以下「北海道運輸局」という。）、保安管理業務に従事する者（以下「従事者」という。）および保安管理業務を請け負う者（以下「請負者」という。）は電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

(細則の制定)

第3条 この規程を実施するため必要と認める場合には、別に細則を制定するものとする。

(規程の改正等)

第4条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定又は改正にあたっては請負者と協議の上、これを決定するものとする。

第2章 保安業務の管理運営体制

(保安管理業務の管理)

第5条 運輸支局の保安管理業務は北海道運輸局の選任する監督職員が統括管理するものとする。

(保安管理業務の実施)

第6条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安管理業務の実施については北海道運輸局及び請負者間の契約によって定めるものとする。契約に定める事項は、この規程の定めるところによるものの他次の各号について定めておくものとする。

- (イ) 保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）の請負者からの派遣に関すること。
- (ロ) 保安業務担当者の執務に関すること。
- (ハ) 保安業務担当者が行なうところの職務について北海道運輸局側組織と請負者側組織との連絡、報告、調整に関すること。
- (ニ) 北海道運輸局と請負者との間における連絡に関すること。
- (ホ) 保安規程の遵守に関すること。

(保安業務担当者の職務)

第7条 保安業務担当者の職務は次の事項について行なうものとする。

- (イ) 電気工作物に係る保安教育に関すること。
- (ロ) 電気工作物の工事に関すること。
- (ハ) 電気工作物の保守に関すること。
- (ニ) 電気工作物の運転操作に関すること。
- (ホ) 電気工作物の災害対策に関すること。
- (ヘ) 保安業務の記録に関すること。
- (ト) 保安用器材及び書類の整備に関すること。

2 保安業務担当者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行なわなければならない。

(設置者の義務)

第8条 電気工作物に関する保安上重要な事項を決定又は行おうとするときは、請負者の意見を求めるものとする。

- 2 請負者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重し、請負者から指導、助言を受けた事項、及び請負者と協議した保安に関する事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。
- 3 法令に基づいて関係官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に關係ある場合には、

その作成及び手続きについて請負者の指導、助言を求めるとする。

4 関係官庁が法令に基づいて行う検査・審査には、請負者を立ち合わせるものとする。

(連絡責任者)

第9条 保安管理業務のために必要な事項を請負者に連絡する責任者（以下「連絡責任者」という。）を定め、その氏名、連絡方法等を請負者に通知するものとする。

2 前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者を定め、その氏名、連絡方法等を請負者に遅滞なく通知するものとする。

3 前各項に変更が生じた場合は、ただちに請負者に通知するものとする。

(従事者の義務)

第10条 従事者は、請負者がその保安のために行う指導、助言を受けるものとする。

第3章 保安教育

(保安教育)

第11条 従事者に対し、電気工作物の保安に関し必要な知識及び技能の教育を行うものとする。

(保安に関する訓練)

第12条 従事者に対し、災害その他電気故障が発生したときの措置について必要に応じ実地指導訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第13条 電気工作物の設置又は変更、修理及び廃止に伴う工事計画を立案するにあたっては、その保安に関し、請負者の意見を求めるものとする。

(工事の実施)

第14条 電気工作物の工事の実施にあたっては、別表1のとおり請負者に工事期間中の巡視及び点検を行わせ、完成した場合には請負者に検査または他者が実施する測定・試験についての指導及び助言を行わせて、計画どおりに施工されていることおよび経済産業省で定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合し、保安上支障がないことを確認するものとする。

2 電気工作物の工事を他者に行わせる場合には、工事施工前に責任の所在を明確にしておくものとする。

第5章 巡視、点検及び測定・試験

(維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験)

第15条 電気工作物の維持及び運用に関する保安のための巡視、点検および測定・試験は別表2のとおりとし、それ以外のものにあっては、請負者と協議したところにより行うものとする。

2 請負者が行う前項の巡視、点検及び検査の業務に関する計画の策定及び実施については協力するものとする。

(技術基準に適合しない場合等の措置)

第16条 巡視、点検又は検査により技術基準への適合性を確認した結果、不適合又は不適合のおそれがあると判断された場合は、請負者に技術基準に適合するようにするためにとるべき措置の指導、助言及びその措置を取らなかった場合に生じると考えられる結果の報告を求め、速やかに当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止しもしくは制限する等の措置を講じ常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故・故障発生時の処置と再発防止)

第17条 電気工作物に事故・故障が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、請負者その他の関係先に連絡又は報告し、請負者に適切な指導、助言を求めるものとする。

2 送電停止又は電子工作物の切り離しなどの措置をとる場合は、現状を確認するとともに、請負

者の指導、助言のもと行うものとする。

- 3 事故・故障が発生した場合は、必要に応じ請負者の臨時点検を受け、事故原因が判明した場合には、請負者に指導、助言を求め、事故等を再発させない対策について適切な措置をとるものとする。
- 4 低圧電路の絶縁状態を監視する装置（以下「低圧絶縁監視装置」という。）を用いる場合は、警報発生した時の発生原因の調査を請負者に求め、事故を再発させない対策について適切な措置をとるものとする。
- 5 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、請負者に指導、助言を求めるものとする。

第6章 運転又は操作

(運転又は操作)

第18条 平常時及び事故その他の異常時における開閉器、遮断器及びその他必要とする機器の運転又は操作については、請負者に意見を求めるあらかじめ定めておくものとする。

- 2 前条第1項の報告又は連絡すべき事項及び連絡経路は受電室の見やすい場所に掲示しておくものとする。
- 3 受電設備を休止する場合、又は休止中から運転開始する場合は、事前に請負者へ連絡し所定の点検を実施する等、設備の安全を確認後、その操作を行うものとする。

第7章 災害対策

(防災体制)

第19条 北海道運輸局は非常災害その他の災害にそなえて、電気工作物の保安を確保するために適切な措置をとることができるような体制を整備しておくものとする。

(災害時の措置)

第20条 災害が発生した場合には、速やかに請負者に連絡し、その指導、助言を受けるものとする。

- 2 災害の発生に伴い、電気工作物の使用が危険と認められる場合には、連絡責任者は、ただちに当該範囲の電源停止をすることができるものとする。

第8章 記録

(記録の保存)

第21条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は次の記録は3年間保存するものとする。

- (1) 巡視、点検及び検査の記録
 - (2) 電気事故に関する記録
- 2 前項によらない記録は必要な期間保存するものとする。

第9章 責任の分界

(責任の分界)

第22条 電気事業者の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、需要場所における北海道運輸局の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点と電気事業者の架空引込線の接続点とする。

(需要設備の構内配置)

第23条 需要設備の構内は運輸支局に備え付ける図面のとおりとする。

第10章 整備その他

(危険の表示)

第24条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所であって、危険の恐れのあるところには、人の注意を喚起するよう表示を設けるものとする。

(備品等の整備)

第25条 電気工作物の保安上必要とする備品、材料、消耗品及び交換部品等は、請負者に意見を求める
整備し、これを適正に保管するものとする。

(設計図面類の整備)

第26条 電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱説明書等については、必要な期間整備保存するも
のとする。

(手書き書類等の整備)

第27条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面その他の主要文書については、その写しを
必要な期間整備保存するものとする。

附則 この規程は平成22年4月1日から施行する。

別表 1

工事に関する巡視、点検および測定・試験の基準

1 工事期間中の巡視、点検および竣工検査

設 備	点 検 項 目	工事期間中の 巡視、点検	竣工検査
引込設備	区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等	外観点検 絶縁抵抗測定 継電器の動作特性試験 開閉器と継電器の連動試験 絶縁耐力試験	○ ○ ○ ○ ○
受電設備	断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ、リアクトル、避雷器、計器用変成器及び母線等	外観点検 絶縁抵抗測定 継電器の動作特性試験 遮断機、開閉器と継電器の連動試験 絶縁耐力試験	○ ○ ○ ○ ○
受・配電盤		外観点検 シーケンス試験	○ ○
接地工事	接地線、保護管等	外観点検 接地抵抗測定	○ ○
構造物	受電室建物、キューピクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○ ○
配電設備	電線路	引込設備に準じる	○ ○
発電設備 (非常用予備発電装置を含む)	原動機、発電機、始動装置等 風車、支持工作物 太陽電池発電所 燃料電池発電所	外観点検 始動・停止試験 絶縁抵抗測定 保護継電器の動作特性試験 絶縁耐力試験 インターロック試験 負荷試験	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
蓄電池設備	蓄電池、充電装置及び付属装置	外観点検 電圧測定 比重測定 温度測定	○ ○ ○ ○
負荷設備	配線、配線器具等	外観点検 絶縁抵抗測定	○ ○
配電線路	電線路、電源供給器等	外観点検 絶縁抵抗測定	○ ○

注 1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。

注 2 発電設備試験の実施については、保安協会と協議する。

2 点検および測定・試験の周期

区分	点検の種別	周期
需要設備 燃料電池発電所 水力発電所	工事期間中の巡視、点検 竣工検査	毎週 1回 工事完了後
太陽電池発電所 風力発電所 配電線路を管理する事業場	竣工検査	工事完了後

注 工事期間中の巡視および点検は、工事行程に合わせ実施する。

別表 2

維持および運用に関する巡視、点検および測定・試験の基準（需要設備）

1 定期点検

設 備		点 檢 項 目	定期点検		
			月次点検	年次点検	
				A点検	B点検
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	□
		継電器の動作試験		○	●
		継電器の動作特性試験		○ * 1	◎
		開閉器と継電器の連動試験		○	●
受 電 設 備	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	□
	断路器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	□
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	□
	遮断機、負荷開閉器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	□
		継電器の動作試験		○	●
		継電器の動作特性試験		○ * 1	◎
		遮断機、開閉器と継電器の連動試験		○	●
受 ・ 配 電 盤	変圧器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	□
		絶縁油の酸価度試験		6年に1回	6年に1回
		絶縁油の絶縁破壊電圧試験		6年に1回	6年に1回
	コンデンサー、リアクトル	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	□
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	□
母 線 等	避雷器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	□
	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	□
	その他の中性点接続変圧器	外観点検	○	○	○
	中性点接続変圧器	絶縁抵抗測定		○	□
低 压 絶 縁 監 視 装 置	低圧絶縁監視装置	装置の点検（電送試験を含む）	○	○	○
		許容誤差試験		○	○

設 備		点 檢 項 目	定 期 点 檢		
			月次点検	年 次 点 檢	
				A点検	B点検
接 地 工 事	接地線、保護管等	外観点検 接地抵抗測定 漏えい電流測定	○ ○	○ ○	○ ○
構 造 物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○
配 設 電 備	電線路	外観点検 絶縁抵抗測定	○ ○	○ ○	○ □
負 荷 設 備	低圧機器	外観点検 絶縁抵抗測定	○ ○	○ ○	○ ■
	低圧配線、制御配線	外観点検 絶縁抵抗測定	○ ○	○ ○	○ ■
	開閉器	外観点検 絶縁抵抗測定	○ ○	○ ○	○ ■
	遮断器	外観点検 絶縁抵抗測定	○ ○	○ ○	○ ■
	原動機、始動装置および付属装置	外観点検 始動・停止試験 保護継電器の動作試験	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ◎
非 常 用 予 備 発 電 装 置	発電機および励磁装置	外観点検 接地抵抗測定	○ ○	○ ○	○ ○
	遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等	外観点検 接地抵抗測定 発電電圧、周波数（回転数）の測定	○ ○	○ ○	○ ○
		保護継電器の動作試験	○	○	○ ◎
		インターロック試験	○	○	○ ◎
蓄 電 池 設 備	蓄電池	外観点検 電圧測定 比重測定 液温測定	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
	充電装置および付属装置	外観点検 絶縁抵抗測定	○	○ ○	○ ○
	構造物等	外観点検	○	○	○

注 1 ○印は各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。

- 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。また、毎年停電して行う年次点検を「A点検」、3年のうち1回を停電して行い、残り2回を運転状態で行う年次点検を「B点検」という。

3 「外観点検」とは、次に掲げる項目について目視や測定器具等を用いて異常の有無を判定することをいう。

- (1) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無の確認
- (2) 電線と他物との離隔距離の適否の確認
- (3) 機械器具、配線の取付け状態および過熱の有無の確認
- (4) 接地線等の保安装置の取付け状態の確認

4 電気工作物の設置状態により点検項目の一部又は全部を省略することがある。

- (1) 引込施設の絶縁抵抗測定は、停電範囲により実施できないことがある。
- (2) 絶縁油の酸価度試験および絶縁破壊電圧試験は、P C B 油混入のおそれがある場合、絶縁破壊電圧試験を水分試験に替えることがある又は全部を省略することがある。
- (3) 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。

5 各点検項目は、機器ごとの信頼性ならびに点検項目と同等と認められる手法によつて確認した場合は、当該点検の一部に替えることがある。

- (1) ■印を付した負荷設備の絶縁抵抗測定は、低压電路の絶縁状態を監視する「低压絶縁監視装置」を用いる場合、その監視により当該点検に替えることがある又は低压設備の設置条件により省略することがある。
- (2) □印を付した引込設備、受電設備、および配電設備の絶縁抵抗測定は、機器ごとの信頼性により、3年に2回以内の範囲において部分放電検出等による「絶縁診断測定」に替えることがある。
- (3) ●印を付した受電設備の继電器の動作試験および開閉器と继電器の連動試験は、機器ごとの信頼性により、3年に2回以内の範囲において「制御回路点検」および「保護继電器単体試験」に替えることがある。
- (4) * 1印を付した继電器の動作特性試験は、信頼性の高い場合（前回までの年次点検における動作特性試験および経年劣化を総合的に分析確認して異常がないもの）は、3年に2回以内の範囲において、继電器の動作試験および開閉器と继電器の連動試験に替えることがある。
- (5) ○印を付した各点検項目は、3年に1回停電して行う年次点検時において実施するものをいう。

2 臨時点検

電気工作物に事故・故障が発生した場合は又は発生するおそれがある場合は、その都度点検および測定・試験を行う。

3 点検および測定・試験の周期

区分	点検の種別	周期
需 要 設 備	月次点検 年次点検 臨時点検	自家用電気工作物保安管理業務仕様一覧のとおり

注 区分開閉器を開放して休止する設備にあっては、その休止期間中の月次点検を実施しないことがある。